

## 雪害被害対策に関する緊急要望

本年2月14日から15日にかけての記録的な大雪により、道路や鉄道の不通、建物の被害、物流の停滞などが発生し、住民の日常生活に大きな影響を及ぼすとともに地域の中小企業や商店・工場等でも大きな被害を受けています。

埼玉県においては、最大限の救助活動や復旧作業を懸命に行っているところですが、今なお、秩父地域においては、多くの世帯が孤立状態にあり、一日も早い復旧が望まれます。

とりわけ、農業関係においては、パイプハウスを中心に農業用施設の倒壊をはじめ、花卉栽培や冬期出荷野菜などに甚大な被害を受け、農業被害は32市と全町村に及び、被害総額は莫大な額になることが見込まれる状況です。

つきましては、県では、農業災害対策特別措置条例を被災地域に適用し、支援する方針を示しましたが、農家の早急な救済を図り、農業生産を再建するため、国及び関係機関と連携し、次の事項について措置されるよう要望いたします。

- 1 関係町村と連携し、被害状況を詳細に把握すること。
- 2 農業災害対策特別措置条例に基づき迅速な支援を行うこと。
- 3 農林水産省の被災農業者向け経営体育成支援事業による支援を国に要請すること。
- 4 町村が取組む被害農家の負担軽減措置に対し助成金等の財政措置を講じること。

平成26年2月20日

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県町村会長  
吉 田 昇